

川西町役場への請求書への押印省略に関するQ&A

I 対象となるもの		
1	押印が省略できる請求書はどのような請求書ですか。	令和6年5月1日以降の日付で提出される請求書が対象となります。 ただし、法令、規則、要綱等で押印が定められているものは押印を省略することはできません。
2	請求書以外の書類についても押印を省略できますか。	請求書以外（契約書、請書、見積書、完了（完成）届、委任状等）は押印を省略することはできません。
3	従来どおり、請求書に押印したものを提出してもよいですか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。 押印した請求書はこれまでどおり原本を提出してください。
II 押印省略の方法		
4	押印を省略する方法を教えてください。	次のいずれかの記載がある場合は、請求書への押印を省略することができます。 ・請求書に「発行責任者及び担当者の氏名・連絡先」の記載がある場合 ・請求書に適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）の記載がある場合 ※請求内容の確認のため、連絡させていただくことがあります。
5	「発行責任者」とはどのような者ですか。	「発行責任者」は代表取締役又は支店長や営業所長など、請求書を発行する権限と責任を有する役職員等のことをいいます。
6	「担当者」とはどのような者ですか。	「担当者」は、請求書の発行・送付等の事務を担当する方のことをいいます。
7	「発行責任者」と「担当者」が同一の場合の記載方法はどのようにすればよいですか。	「発行責任者」と「担当者」が同一の場合には、「発行責任者氏名及び連絡先」を記入し、「担当者」は「同」と記載して構いません。
III 電子メールによる提出方法		
8	押印を省略した請求書は電子メールで提出できますか。	上記4の内容を満たす請求書については、電子メールによる提出も可能です。 請求書は改ざん防止のためPDF形式の添付ファイルとし、内容が鮮明に読み取れるものとしてください。
9	押印した請求書をメールやFAXで提出することも可能ですか。	可能です。 ただし、押印を省略した場合と同様「発行責任者及び担当者の氏名・連絡先」または「インボイス登録番号」の記載が必要となります。
IV その他		
10	押印を省略した請求書の内容の訂正はどのようにすればよいですか。	押印を省略した請求書について訂正がある場合には、再度請求書を作成して提出してください。